

岡本町西町内会会則

平成30年4月1日

第1条 名称

この会は、岡本町西町内会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 事務所の所在地

本会の事務所は、会長宅に置く。

第3条 組織

本会の区域は、草津市岡本町西を志津南学区の一地区とし、地区内の全住民をもって構成する。会員が、総会の議決等、本会の権利義務を行使する場合は、1戸につき1票の議決権を有するものとする。ただし、学生マンションの住民は議決権を有しないものとする。

第4条 目的

本会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 町内のふれあい、親睦に関する事。
- (2) 交通安全、防犯、防災等に関する事。
- (3) 福祉活動、青少年の健全育成と非行防止に関する事。
- (4) 人権教育と啓発に関する事。
- (5) 体育、健康に関する事。
- (6) 区域内の環境整備と衛生に関する事。
- (7) 住民の慶弔に関する事。
- (8) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。
- (9) まちづくり協議会事業への積極的参加と、目的達成に必要な連絡と協議に関する事。
- (10) その他町内会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

第5条 会員の資格

本会の会員の資格は、次のとおりとする。

(1) 正会員

第3条に定める区域内に住所を有する全住民。ただし、志津南学区の住民については区域外の者であっても、隣接する区域の住民については役員会の承認をもって入会を許可する。

(2) 賛助会員

第3条に定める区域内に事務所を有する法人等

第6条 入会

本会は正当な理由がない限り、第3条に定める区域に住居を有する個人の入会を拒んではならない。

第7条 脱会

会員の脱会は次のとおりとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 住所を区域外に移したとき。

第8条 役員

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会 計 1名
 - (4) 交通防犯委員 1名
 - (5) 環境美化委員 1名
 - (6) 防災委員 1名
 - (7) 体育振興委員 1名
 - (8) 人権教育推進委員 1名
 - (9) 社会福祉委員 1名
 - (10) 青少年育成委員 1名
 - (11) 班 長 各組1名
 - (12) 会計監査 2名
- (1)～(11)までの役員は、兼務することもできる。

第9条 選任

会長は原則として、自由立候補、輪番制、または、前役員の推薦によるものとし、総会でこれを選任する。会長以外の役員は原則として、輪番制、または、前役員 of 推薦によるものとし、総会でこれを選任する。

(留意事項)

輪番制で選考する場合であっても、健康に日常生活を営んでいる方の中から選考する配慮が必要である。

第10条 職務

- (1) 会 長
 - ・会務を総括し、本会を代表する。
 - ・志津南学区まちづくり協議会の理事の任に就く。
 - ・町内自主防災会の会長の任に就く。
 - ・市行政事務委嘱の町内会代表者の任に就く。
 - ・若草・岡本西地区協働活動委員会の委員の任に就く。

(2) 副会長

- ・会長を補佐し、会長に事故があったとき、または会長が欠けたときはあらかじめ会長が指定した順序で、職務を代行する。
- ・志津南学区まちづくり協議会のふれあい推進委員会の委員の任に就く。
- ・町内自主防災会の副会長の任に就く。
- ・志津南学区まちづくり協議会の代議員の任に就く。

(3) 会 計

- ・本会の会計事務を行う。
- ・役員会の議事録を作成する。
- ・志津南学区まちづくり協議会の代議員の任に就く。

(4) 交通防犯委員

- ・交通安全、防犯に関すること
- ・志津南学区まちづくり協議会の交通防犯委員会の委員に就く
- ・町内自主防災会の防災会長補佐の任に就く

(5) 環境美化委員

- ・福利、環境衛生全般に関すること
- ・ゴミステーションの維持管理
- ・道路、公園の環境美化、並びに公園の維持管理に関すること
- ・志津南学区まちづくり協議会の環境美化委員会の委員に就く

(6) 防災委員

- ・防災に関すること
- ・町内防災器具の維持管理

(7) 体育振興委員

- ・会員の健康維持、増進、各種スポーツの奨励等に関すること
- ・志津南学区まちづくり協議会の体育振興委員会の委員に就く
- ・若草・岡本西地区スポーツまつり実行委員に就く

(8) 人権教育推進委員

- ・人権教育の浸透と活性化に関すること
- ・人権教育に関する各種講演会への参加
- ・ボランティア団体への協力
- ・志津南学区まちづくり協議会の人権教育委員会の委員に就く

(9) 社会福祉委員

- ・社会福祉に関する各種活動への協力
- ・ボランティア団体への協力
- ・敬老関係の行事、及び共同募金や年末助け合い運動への協力
- ・志津南学区まちづくり協議会の社会福祉協議会の委員に就く

(10) 青少年育成委員

- ・ 青少年の健全育成を図るための各種活動
- ・ 社会環境浄化を図るための各種活動
- ・ 「こども 110 番」の運営管理
- ・ 「ふれあいパトロール」の運営管理
- ・ 子ども関係の事業への参画（子ども会との連携）
- ・ 志津南学区まちづくり協議会の青少年育成委員会の委員に就く

(11) 班 長

- ・ 組を代表して組を統括し、組内の連絡協議を行う
- ・ 広報誌等の配布、回覧物の回覧及び回収
- ・ 町内自主防災会の班長の任に就く

(12) 会計監査

- ・ 会計監査 2 名は、前年度役員（会長、会計）とする
- ・ 本会会計の監査のみを行い、総会にて報告する

第 11 条 任期

- (1) 本会の役員の任期は、1 年とし、再選を妨げない。
- (2) 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、町内会活動の継続性を担保する為、任期終了後次年度 7 月末までは後任新役員の任務の補佐を行う。また、任期終了後であっても後任者が就任するまではその職務を行う。

第 12 条 会議の構成

- (1) 総会は正会員をもって構成する。
- (2) 役員会は、会計監査を除く役員をもって構成する。
- (3) 通常総会は、毎年 1 回開催し、毎年度決算終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- (4) 臨時総会は、戸数の 4 分の 1 以上の請求があったとき、又は役員会において総会開催の決議があったときは、その請求があったときから 15 日以内に会長が招集する。
- (5) 総会の招集は会員に対しその会議の目的、内容、場所、時間を示し、少なくとも 1 週間前に通知する。
- (6) 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

第13条 決議事項

- (1) 総会は、次の事項を議決する。
 - ①活動計画、活動報告の承認
 - ②予算、決算の承認
 - ③資産管理報告の承認
 - ④会費改定の承認
 - ⑤会則の改定
 - ⑥役員を選出
 - ⑦その他、本会の重要事項に関する事
- (2) 役員会は、次の事項を議決する。
 - ①総会に付議すべき事項
 - ②総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ③その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第14条 表決権

正会員の表決権は、平等とする。

第15条 定足数

- (1) 総会は、戸数の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (2) 役員会は、構成員の2分の1以上をもって成立する。
- (3) 但し、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状または表決書面の提出により、出席者の数に加えるものとする。

第16条 議長

- (1) 総会の議長は正会員の中から選出する。
- (2) 役員会の議長は会長が行う。

第17条 議決

総会、役員会における議決は、出席者の過半数の賛成による。
賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第18条 総会の議事録

総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 総会員数及び出席会員数（委任状・表決書面提出者を含む）。
- (3) 開催目的、審議事項及びその結果。
- (4) 議長及び会長（新会長を選出した場合は新会長）の署名。

第 19 条 資産

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 協賛金
- (4) その他

第 20 条 会費

本会の会費は、次のように定める。また、必要があるときは総会の議決により、臨時徴収で
きることにする。会費は、各班（組）において該当年度の班長が徴収し、まとめて会計役員に
該当月の 20 日までに納入するものとする。転出・転入の半期の分は徴収しない。

- ・ 1 戸あたり会費 4, 200 円／年（2, 100 円／半期）
- ・ 徴収方法 毎年 4 月と 10 月に半年分一括徴収
- ・ 単身・学生用マンションについては、会費の徴収と配布物の代行を代理業者が行うことを
条件に、町会費負担 1 戸あたり年額 1 5 0 0 円（月あたり 1 2 5 円）一括徴収するものとす
る。

会費の構成要素は次の通りとする。

- (1) 町内会運営費
 - ・ 1 戸建 1 4 5 0 円／半期 ・ 単身・学生用マンション 6 0 0 円／半期
- (2) 志津南学区まちづくり協議会会費（志津南学区まちづくり協議会会則に定める会費）
 - ・ 1 戸建 5 0 0 円／半期 ・ 単身・学生用マンション 1 5 0 円／半期
- (3) 若草・岡本西地区協働活動費
 - ・ 1 戸建 1 5 0 円／半期

第 21 条 資産の管理

本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の決議による。

第 22 条 経費の支弁

本会の経費は、資産をもって支弁する。また正会員が死亡したときには、次の金額の弔意金
及び供花を贈ることができる。

- ・ 弔意金 5,000 円
- ・ 供花 10,000 円程度

第 23 条 会計及び資産台帳の整備

本会の収入及び資産を明らかにするために、役員は会計及び資産に関する帳簿を整備する。
正会員が、帳簿の閲覧を請求したときは閲覧させなければならない。

第 24 条 予算及び決算

- (1) 本会の収支予算は、会計年度内におけるすべての収支及び支出の予定を計上し、総会の決議により定める。
- (2) 収支決算は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に会計監査の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第 25 条 会計年度

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 26 条 会則の変更

この会則の変更は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

第 27 条 書類及び帳簿の備え付け等

本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えねばならない。

- (1) 会則
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 収支支出の関する帳簿及び証拠書類
- (5) 役員会及び総会の議事に関する書類
- (6) その他必要な書類及び帳簿

付則

本会則は、平成 10 年 5 月 10 日から施行する。

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 平成 15 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 平成 16 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 平成 17 年 4 月 1 日 | 一部改定 |
| 平成 20 年 4 月 1 日 | 一部改定 |
| 平成 24 年 4 月 1 日 | 一部改定 (まちづくり協議会発足により) |
| 平成 25 年 4 月 1 日 | 一部改定 (まちづくり協議会組織改編等により) |
| 平成 26 年 4 月 1 日 | 一部改定 (まちづくり協議会会則改定により) |
| 平成 27 年 4 月 1 日 | 一部改定 (まちづくり協議会会則改定により) |
| 平成 28 年 4 月 1 日 | 一部改定 (町内会費改定により) |
| 平成 29 年 4 月 1 日 | 一部改訂 (若草・岡本西地区別協働活動委員会報告により) |
| 平成 30 年 4 月 1 日 | 一部改訂 (まちづくり協議会会則改定により) |